

1. 目 次

【1】「新規輸出1万者支援プログラム」を開始しました！

(経済産業省・中小企業庁・JETRO・中小機構)

■ イベント情報 ■

【2】「つながる特許庁 in 那覇」参加申込受付中！

(特許庁、内閣府 沖縄総合事務局)

【3】グローバル知財戦略フォーラム2023開催のお知らせ (INPIT)

【4】「研究開発型中小企業のための知財×法務セミナー」の開催

(中国経済産業局)

■ ■

【5】【知財コラム】 パテントGO！

「商標登録出願は簡単？！」

日本弁理士会中国会 弁理士 田中 俊夫

■ ■

2. 内 容

【1】「新規輸出1万者支援プログラム」を開始しました！

(経済産業省・中小企業庁・JETRO・中小機構)

経済産業省及び中小企業庁では、現在の円安をチャンスとし、輸出を行ったことがない企業の皆様でも、輸出に向けた準備や商談等を速やかに進められるよう「新規輸出1万者支援プログラム」を開始しました。このプログラムは経済産業省、中小企業庁、独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）及び中小機構が一体となり、全国の商工会・商工会議所等とも協力しながら、(1)新たに輸出に挑戦する事業者の掘り起こし、(2)専門家による事前の輸出相談、(3)輸出用の商品開発や売込みにかかる費用への補助、(4)輸出商社とのマッチングやECサイト出展への支援、などを一気通貫で実施します。

【関連リンク等】

下記のジェトロポータルサイトからご登録をいただければ、専門家から折り返し連絡して個別にコンサルティングを行い、各事業者に適した支援策をご提案します。まずはポータルサイトでご登録ください。

▽「新規輸出1万者支援プログラム」ポータルサイトはこちらです。▽

<https://www.jetro.go.jp/ichiman-export/>

■ イベント情報 ■

イベント情報については、以下の中国地域知的財産戦略本部 HP のイベントカレンダーを随時更新しておりますので、こちらもご活用ください。

▽中国地域知的財産戦略本部 HP イベントカレンダー▽

<https://www.chugoku.meti.go.jp/chizai/event/index.html>

【2】「つながる特許庁 in 那覇」参加申込受付中！

（特許庁、内閣府 沖縄総合事務局）

「つながる特許庁」第5回は1月26日（木）、沖縄県那覇市で開催します！

地域ブランディングを实践するうえで重要なポイントをご紹介しますほか、地域ブランド戦略に力を入れている沖縄県の企業等の取組について知財戦略の観点を交えて情報発信します。（※現地でのイベントの様子を全国にもYouTube Liveで配信しますので、開催地域以外の方も是非ご視聴ください！）

【開催日時】2023/1/26（木）13:00～16:05【申込締切】2023/1/23（月）17:00 まで

【開催場所】沖縄産業支援センター（沖縄県那覇市小禄 1831-1）

【定 員】会場参加 50 名／オンライン（YouTube Live）は接続数上限無し

【参 加 費】無料

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

<https://tsunagaru-jpo2022.go.jp/naha/>

【3】グローバル知財戦略フォーラム 2023 開催のお知らせ（INPIT）

特許庁、INPIT 主催による一大イベント「グローバル知財戦略フォーラム」が今年度も開催されます！

注目の大企業・スタートアップの経営者や知財のスペシャリストが数多く登壇！！
知財はもちろん、経営や社会課題解決、スタートアップの成長戦略等、魅力的なトピックスが盛りだくさん！

ぜひ一度、特設 Web サイトでプログラムをご覧ください！

【開催方法】会場・ライブ中継配信を併用したハイブリッド開催

【参 加 費】無料（要事前申込）

【会 場】KANDA SQUARE

（東京都千代田区神田錦町二丁目 2 番地 1 SQUARE HALL）

【ライブ配信の日程】2023/1/27（金）10:00～16:20

【アーカイブの公開】2023/2/6（月）～2/17（金）

※アーカイブの視聴にあたっては事前に申込みが必要です。

※会場参加には人数に限りがございます。

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

<https://ip-forum2023.inpit.go.jp/>

【４】「研究開発型中小企業のための知財×法務セミナー」の開催

(中国経済産業局)

研究開発型中小企業が今後生き残るためには、知財戦略の策定・実行（知財）と戦略的な契約内容の検討・契約交渉（法務）がどちらも欠かせません。本セミナーでは、知財と法務に関する知識を一体的に駆使し、ビジネスの最適化を目指す“知財×法務”という考え方、無関心でいることへのリスクについて、弁護士、企業、公的機関、それぞれの立場からご紹介します。

「知財を取得したが、ビジネスへの活用の仕方がわからない」、「知財や法務への危機意識は持っているものの、具体的な対応ができていない」とお悩みの企業の皆様、日頃知財支援を行っている支援機関、専門家の皆様、この機会にぜひご参加ください！

【日 時】 2023/1/27(金) 13:30～15:30 【申込締切】 2023/1/23(月)

【開催形式】 オンライン開催 (Microsoft Teams)

【対 象】 知財ビジネスに取り組まれている中小企業の方、専門家の方、自治体・支援機関の方等

【定 員】 100 名

【講 師】 西日本法律事務所 弁護士 畑 雄太 氏
株式会社イノテック 代表取締役社長 伊藤 賢治 氏
独立行政法人工業所有権情報・研修館 知財戦略部 高田 龍弥 氏
※講演内容等の詳細は、チラシをご覧ください

【参 加 費】 無料

【申込方法】 参加申込フォームよりお申し込みください。

<https://www.seikenhiroshima.co.jp/entry/ch/>

【お問い合わせ】 知財×法務セミナー事務局（株式会社成研）

担当：金高（きんたか）、大石

TEL：082-533-7027

E-mail：jimu@seiken-hiroshima.co.jp

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

<http://m7vcgk98002/hpfile/event/chizai/221223.html>

■ ■
【５】【知財コラム】 パテントGO！

企業や個人の皆様が「知的財産」に対する興味・関心を持つとともに、知識を深めるきっかけにさせていただくことを目的に、「知的財産」に関するコラムの連載をしています。最前線でご活躍される弁理士の方々によるホットな情報をお届けしていますので、お楽しみください。

* * * * *

時折、商標登録出願に関して次のような話を聞くことがあります。

確かに、商標登録出願は、【商標登録出願人】の欄に自分の情報を記載して、【商標登録を受けようとする商標】の欄に申請したい商標を記載して、【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】の欄に区分、指定商品、指定役務を記載することができれば完成する、特許出願の書式と比べると簡単な書式となっています。

しかしながら、ご自身で既に決められた、商標登録を受けようとする商標、指定商品、指定役務は、本当にそれで問題ないのでしょうか？その商標、指定商品、指定役務は、ご自身のビジネスを有効に保護できるものであり、将来のビジネス展開を見据えたものとなっていますでしょうか？

当方も事務所名を決めるのに苦労したため分かりますが、商品やサービスの名称等の命名にはかなりのエネルギーが必要となります。そのため思い入れが強くなり、上述のような観点で冷静に見直すことが難しくなりがちのように思います。登録商標は、事業のブランディングを担うツールの一つとなるため、その出願にあたっては自身のビジネスとの関係をトータル的に考える必要があります。これから出願しようとしている商標や指定商品等を第三者の目線で見直す機会を得るためにも、我々弁理士との相談の場をぜひご活用頂き、ビジネス戦略的に有効な商標登録出願を行って頂ければと思います。

本メールサービスの内容等に対するお問合せ、ご意見、ご要望、また本メールサービスの配信の希望、中止及び配信先の変更等はこちらへお願いします。

E-mail: [cgk-tokkvo アットマーク meti.go.jp](mailto:cgk-tokkvo@meti.go.jp)

U R L : https://www.chugoku.meti.go.jp/chizai/mail_mz/index.html

[illegible]